

習志野市生涯学習複合施設プラッツ習志野使用料の見直しについて

1. 施設使用料の考え方

習志野市では施設を維持するためにかかる経費を施設利用者に負担(受益者負担)していただくという考え方のもと、施設の維持に係る経費を、施設の最大利用回数で割った金額を基に施設使用料を定めています。

「習志野市使用料・手数料の単価の積算基準」(平成31年1月改定)に基づき、対象経費(人件費、物件費、維持補修費、減価償却費、施設管理費等)から原価計算を行い、適正な受益者負担を確保する観点から3年ごとに使用料を見直しています。

2. 公民館使用料の積算の基本的な考え方

[例:中央公民館]

- ①1時間当たりの㎡単価を積算 ⇒ 4.44 円 (現行 4.24 円)
- ②4.44 円×使用する部屋の面積(㎡) ⇒ 1時間当たりの使用する部屋の料金 ※10円未満切り捨て
- ③使用区分(時間)に当てはめ積算

3. 公民館使用料の積算方法

【例】中央公民館：研修室1(51.97㎡) 利用区分：午前(9時~12時)

(4.44 円 × 51.97 ㎡ ÷ 230 円) × 3h = 690 円(改定使用料案)

※2つの部屋を同時に使用する場合は、使用するそれぞれの部屋の合計金額です。

4. その他の施設の使用料改定案 ※詳細は別紙「新旧対照表」を参照ください。

[市民ホール] 1コマ4時間あたりの単価 ⇒ 23,340 円(現行 23,920 円)

[体育館] 全面2時間あたりの単価 ⇒ 3,350 円(現行 2,870 円)

[テニスコート] 1面2時間あたりの単価 ⇒ 1,450 円(現行 1,150 円)

[パークゴルフ場] 1回あたり ⇒ 280 円(現行 220 円)

※体育館(バスケットコート換算1面)については、市内外の体育館との均衡を鑑み、東部体育館(バスケットコート換算2面・令和6年4月1日料金改定済み)の1/2の料金とした。

※テニスコートについては市内の他テニスコート(令和6年4月1日料金改定済み)と同額とした。

5. 使用料の改定予定

習志野市議会 令和6年第4回定例会にて当該改定議案が可決成立した場合において、

令和7年4月1日利用分から新料金を適用する予定です。